

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）の概要

平成30年8月9日
四條畷市 保健センター、生活環境課

1 条例制定の背景・目的

(1) 背景（経過）

①喫煙（受動喫煙）は、あらゆる人の健康に悪影響を及ぼすことが明らかです。（※参考：厚生労働省ホームページ）

i：喫煙者

非喫煙者に比べて、肺がんによる死亡率は4.5倍、虚血性心疾患（心筋梗塞や狭心症など）及び脳卒中で死亡する危険性は1.7倍。喫煙は呼吸器系（慢性気管支炎など）に影響を与えます。

ii：周囲の非喫煙者

他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙についての健康影響は、肺がんや虚血性心疾患等の疾病の死亡率等の上昇並びに流早産の発生及び低出生体重児の発生率の上昇が挙げられます。また、副流煙は、たばこのフィルターを通さないため、主流煙より健康被害が大きいことが明らかです。

iii：未成年及び妊婦

成人後のがんや虚血性心疾患などの危険性が高くなること、及び依存度が高い人が多くなります。また、胎児の発育に対して悪影響が懸念されます。

②子ども・子育て支援アクションプラン

四條畷市では、平成30年3月に子育て世帯市民アンケート結果などを踏まえて庁内組織である子育て支援プロジェクトチームにて検討し、子ども・子育て支援アクションプラン内に子育てしやすいまちづくりをめざして、路上喫煙防止を含めたマナー条例の制定を計画に決めました。

③平成30年度市政運営方針

「喫煙者の周囲の方々がたばこの煙を吸い込むことのないよう、不特定多数の方が出入りする施設等において、受動喫煙防止に向けたルール等を定める条例の制定をめざしてまいります。」と示しました。

(2) 市民アンケート結果

満20歳以上の市民3,000人を無作為抽出にて平成30年5月に実施

アンケート回答率：37.8%（1,135人が回答）

①主な内容（アンケート結果として、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響、路上における受動喫煙の実態、公共的施設における受動喫煙防止策の必要性等が見受けられます。）

i：喫煙による健康への悪影響を認識している人は93.3%

ii：副流煙による健康への悪影響を認識している人は85.6%

iii：市内で半年以内に受動喫煙にあった人は61.8%

iv：喫煙者は10.9%

v：禁煙を継続できる支援策として、専門家のサポートを考えている人は9.9%

vi：多数の人が利用する公共的な空間の受動喫煙対策に賛成する人は92.5%

vii：路上での喫煙をやめてほしいと考えている人は80%

(3) 目的

喫煙（受動喫煙）は、あらゆる人の健康に悪影響を及ぼすことが明らかであり、とりわけ子ども及び妊婦を受動喫煙から保護しなければならない認識のもと、市民アンケートの結果を踏まえて、路上及び公共的施設における受動喫煙防止措置を講じる必要があります。

市民の健康づくりに寄与し、受動喫煙の健康被害をなくす、子育てしやすいまちづくり

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）の概要

2 用語の意味

(1) 喫煙

たばこに火をつけ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること。

※加熱式たばこを含む。

(2) 特定施設

特定施設のうち、保育所などの市内学校園の子ども又は妊婦が多く利用する施設を第1種施設、総合公園など多世代が利用する施設を第2種施設とする。

(3) 路上喫煙

道路（公衆の用に供するものに限る。）、公園（児童公園）などにおいて、喫煙（歩行中又は自転車等に乗車中の喫煙を含む。）すること。

3 条例の特徴

(1) 基本理念による市の考え方を明記（第1条関係）

受動喫煙の防止は、受動喫煙があらゆる人の健康に悪影響を及ぼすものであること、加えて四條畷市子ども基本条例に掲げる子どもが健やかに育つ環境づくりの観点からも推進していくことを明記しています。

(2) 受動喫煙の防止に関する関係者の責務（第4条―第8条関係）

市、市民等、妊婦、子どもの保護者及び事業者等の受動喫煙の防止に関してその責務と関係者間の連携協力の努力義務を規定しています。

(3) 受動喫煙の防止措置

①公共施設を中心とした特定施設の規制（第9条関係）

②路上喫煙の禁止（第16条関係）

(4) 受動喫煙防止宣言事業者等認定制度の創設（第15条関係）

受動喫煙にさらされない、及び子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、条例の規制対象外の事業者等（飲食店等）を受動喫煙防止措置（敷地内禁煙又は特定屋外喫煙場所の設置）へ誘導する制度を創設します。飲食店等の店舗入り口の見えやすい位置に「全面禁煙」等を記載したステッカーを貼り付けるとともに、市HPで登録事業者等を掲載し、市民等に広く周知します。

(5) 条例違反者への過料（第22条関係）

本条例の実効性を担保するため、条例違反者への過料を科します。

4 規制区分

(1) 特定施設（公共的施設）における規制（第9条）

①第1種施設 敷地内全面禁煙

②第2種施設 敷地内の特定屋外喫煙場所のみ喫煙可能

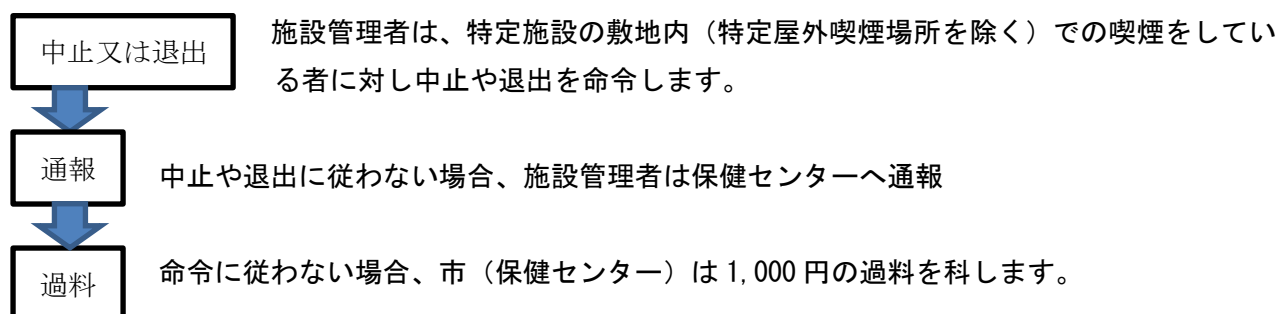
※別紙の特定施設一覧表を参照

(2) 路上における規制（第16条）

市内の道路（公衆の用に供するものに限る。）、公園などでは禁煙（公共屋外喫煙場所のみ喫煙可能）

5 条例違反者への対応

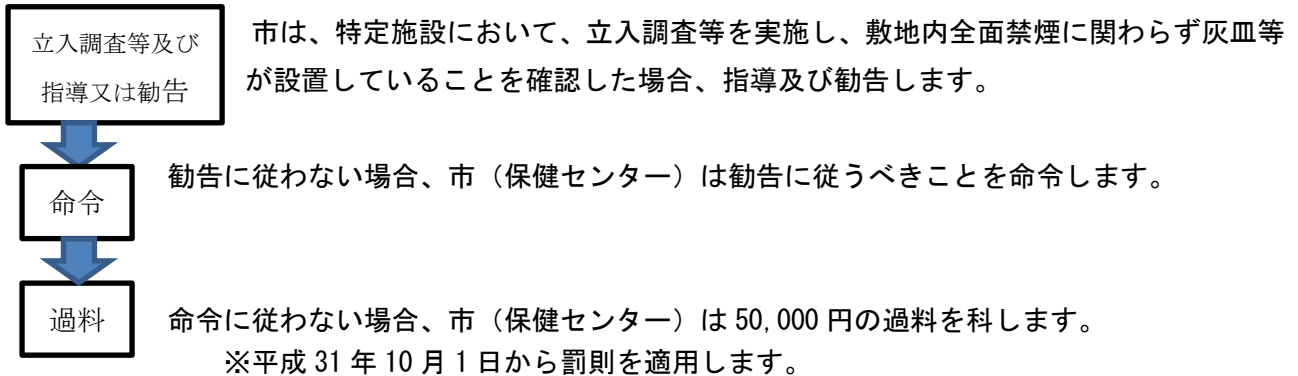
(1) 特定施設内で喫煙した者への対応（第9条・第22条）



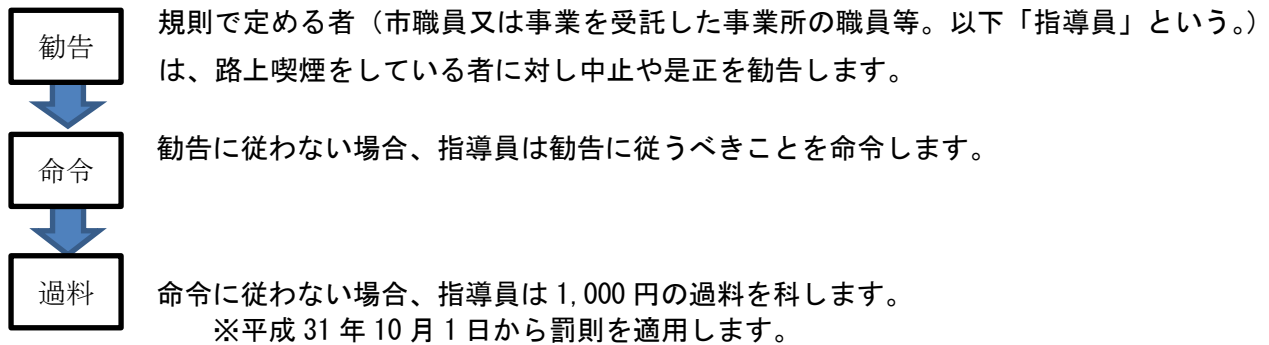
四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）の概要

※平成 31 年 10 月 1 日から罰則を適用します。

(2) 特定施設の施設管理者における当該施設の禁止区域への灰皿設置等への対応（第 9 条—第 14 条、第 22 条）



(3) 路上喫煙した者への対応（第 16 条、第 19 条、第 22 条）



6 施行日

公布日（基本理念等の総則、受動喫煙防止措置宣言事業者等認定制度）と平成 31 年 10 月 1 日（過料の運用開始）の 2 段階施行にて実施します。

(1) 2 段階施行の理由

- ①ハード面（屋外喫煙場所（15 か所）の設置及び標識）の準備期間の確保
- ②喫煙者の禁煙化支援期間の確保
- ③罰則に対する周知期間の確保